

芸術文化観光専門職大学 広報委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広報委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学が行う広報活動に関し、次に掲げる事項を審議する。ただし、学長記者会見、入試情報の公表や個別事業の記者発表等を除く。

- (1) 大学全体のブランディングに関する事項
- (2) 入試広報（オープンキャンパス等を含む）の企画・実施に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局地域リサーチ&イノベーション推進部地域協働課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。